

# 確認検査業務手数料規程

ハウスプラス確認検査株式会社

## 1. 目的

この規程は、別に定める「ハウスプラス確認検査株式会社確認検査業務規程」（以下「業務規程」という。）に基づき、ハウスプラス確認検査株式会社（以下「ハウスプラス」という。）が実施する確認検査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

## 2. 建築物に関する確認の申請手数料

- (1) 建築物に関する確認申請手数料は、確認申請1件につき別表第1に定める額とする。
- (2) 別表第1の床面積の合計は、次の各号に定める区分に応じた面積について算定する。
  - ① 建築物を建築する場合（次の②乃至④に掲げる場合は除く。）は、当該建築に係る部分の床面積
  - ② 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をハウスプラス以外から受けている場合は、当該建築に係る部分の床面積
  - ③ 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築し、かつ、当該計画の変更に係る直前の確認をハウスプラスから受けている場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積を加算）
  - ④ 検査後に追加説明書を提出する場合は、当該追加説明に係る部分の床面積の2分の1
  - ⑤ 増築する場合は、当該建築に係る部分の床面積（但し、既存の建物の直前の確認をハウスプラスから受けている場合で、建築物を別棟増築する場合は、当該建築に係る部分の床面積）
- (3) 複数棟である建築物の確認申請で床面積の合計が500㎡を超える場合、（2以上の部分がエキスパンションジョイント等により相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の部分における各部分を含み、棟毎の床面積が200㎡を超える棟に限る。）別表第1の床面積の合計欄に該当する申請金額の20%を構造計算上の棟数から1を控除した数に乗じて得た額を加算する。ただし、構造強度に係る国土交通大臣の認定を受けている建築物を除く。
- (4) 建築物の建築確認に関する追加手数料は、別表第2に掲げるとおりとする。

## 3. 建築設備及び工作物に関する確認の申請手数料

建築設備（小荷物専用昇降機、ホームエレベータを含む。以下同じ。）及び工作物に関する確認申請手数料は、別表第3に定める額とする。

## 4. 建築物に関する中間検査の申請手数料

- (1) 建築物に関する中間検査手数料は、中間検査1件につき別表第1に定める額とする。

- (2) 建築物に関する中間検査手数料は、当該検査を行う部分の床面積の合計とする。
- (3) 検査の結果、申請に係る建築物の再検査を行う場合の手数料は、別表第1に定める額の半額とする。
- (4) 直前の確認申請をハウスプラス以外から受けている場合の中間検査手数料は、一の建築物につき別表第1の確認申請手数料を加えた額とする。

#### 5. 建築設備及び工作物に関する中間検査の申請手数料

- (1) 建築設備及び工作物に関する中間検査手数料は、中間検査1件につき別表第3に定める額とする。建築設備に関する中間検査手数料は、以下の通りとする。
- (2) 検査の結果、申請に係る建築物の再検査を行う場合の手数料は、別表第3に定める額とする。
- (3) 直前の確認申請をハウスプラス以外から受けている場合の中間検査手数料は、一の工作物につき別表第3の確認申請手数料を加えた額とする。

#### 6. 建築物に関する完了検査の申請手数料

- (1) 建築物に関する完了検査手数料は、完了検査1件につき別表第1に定める額とする。
- (2) 検査の結果、申請に係る建築物の再検査を行う場合の手数料は、別表第1に定める額の半額とする。
- (3) 直前の確認申請をハウスプラス以外から受けている場合の完了検査手数料は、一の建築物につき別表第1の確認申請手数料を加えた額とする。

#### 7. 建築設備及び工作物に関する完了検査の申請手数料

- (1) 建築設備及び工作物に関する完了検査手数料は、完了検査1件につき別表第3に定める額とする。
- (2) 検査の結果、申請に係る建築物の再検査を行う場合の手数料は、別表第3に定める額とする。
- (3) 直前の確認申請をハウスプラス以外から受けている場合の完了検査手数料は、一の工作物につき別表第3の確認申請手数料を加えた額とする。

#### 8. 仮使用認定に係る申請手数料

仮使用認定の申請に係る書類・図面審査・現場検査の手数料の額は、建築物の申請一件につき、別表第4に掲げるとおりとする。

#### 9. 遠隔地の場合の検査申請手数料

検査の対象となる工事が、遠隔地の場合は、別表第5に掲げる額を加算する。

**10. 確認申請等手数料の増減額**

ハウスプラスは、本規程に定める手数料の額を、種々の状況を勘案して増減することができる。

**11. 協議事項**

その他、本規定に記載のない事項については別途協議のうえ定めることとする。

この規程は、平成28年11月1日より適用する。

【別表】

第1) 建築物の確認申請手数料

第1類 法第6条の4による確認の特例有りの建築物かつ構造計算書なし \*1

単位：円

床面積の合計	建築確認	中間検査*2、*3	完了検査*3
100㎡以内	32,000	39,000	39,000
100㎡を超え、200㎡以内	49,000	43,000	43,000
200㎡を超え、500㎡以内	59,000	59,000	59,000

第2類 第1類以外の建築物

床面積の合計	建築確認	中間検査*2、*3	完了検査*3
100㎡以内	80,000	49,000	54,000
100㎡を超え、200㎡以内	97,000	53,000	58,000
200㎡を超え、500㎡以内	107,000	69,000	74,000
500㎡を超え、1,000㎡以内	160,000	130,000	140,000
1,000㎡を超え、2,000㎡以内	210,000	150,000	180,000
2,000㎡を超え、4,000㎡以内	320,000	243,000	287,000
4,000㎡を超え、6,000㎡以内	400,000	270,000	320,000
6,000㎡を超え、10,000㎡以内	500,000	311,000	364,000
10,000㎡を超え、20,000㎡以内	630,000	368,000	436,000
20,000㎡を超え、50,000㎡以内	800,000	438,000	536,000
50,000㎡を超え、100,000㎡以内	1,380,000	746,000	851,000
100,000㎡を超え、200,000㎡以内	1,890,000	1,103,000	1,239,000
200,000㎡を超えるもの	2,000,000	1,208,000	1,533,000

第2) 確認申請手数料に加算する追加手数料

構造計算適合性判定の整合性確認 *4	10,000
ルート2加算 *4	98,000
天空率加算	申請手数料×10%
避難安全検証法	申請手数料下限 5,000
免震構造(大臣認定を除く)	40,000

第3) 建築設備、工作物等

	建築確認	中間検査*3	完了検査*3
建築設備・小荷物専用昇降機	24,000	31,000	31,000
工作物(4m以内)	28,000	24,000	27,000
(4~10m以内)	45,000	41,000	55,000
(10m超)	80,000	60,000	80,000

第4) 仮使用認定申請手数料

都度見積りによる	
----------	--

第5) 濃隔地の場合の手数料(加算額) \*5

(い)	(ろ)
概ね50kmを超え、100km以内	13,000円×検査員数
100を超え、300km以内	15,000円×検査員数+旅費
300kmを超え、500km以内	35,000円×検査員数+旅費
500kmを超える	55,000円×検査員数+旅費

第6) 計画変更・追加説明について

計画変更及び追加説明 *6	当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積に基づき表第1により算定する。(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積を加算)
---------------	--

第7) EXPJ等により相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の手数料(加算額)

表第1による手数料 × 20% × (棟数 - 1)
表第1による手数料は、500㎡超 棟数は、棟毎の床面積が200㎡を超える棟に限る。

第8) その他手数料

証明願(税別)	5,000
---------	-------

- \*1 令10条の3号及び4号の建物に限る。
- \*2 中間検査の場合は、当該検査を行う部分の床面積の合計とする。
- \*3 確認済証をハウスプラス以外から受けている場合は、中間検査・完了検査手数料に確認申請手数料金額を加算。
- \*4 棟毎に手数料を算定する。(但し、天空率加算は除く。)
- \*5 原則として、ハウスプラス(本社)からの距離の区分に応じる。
- \*6 直前の確認をハウスプラス以外で受けている場合は、当該建物に係る部分の床面積に基づき表第1により算定する。

(注意) 建築確認は、消費税法第6条、消費税法別表第1従い、非課税となります。(但し、証明願は除く。)